

平成 27 年 4 月 1 日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成 27 年 4 月 1 日 (水) 午前 11 時 20 分					
場 所	教育委員会室					
開 会	午前 11 時 20 分					
閉 会	午前 12 時 33 分					
出席委員						
委 員 長	横 井 利 男					
委 員	雁 部 隆 治					
委 員	阿 部 博 道					
委 員	坂 根 慶 子					
教 育 長	横 山 信 雄					
説明のために出席した職員						
教育委員会事務局次長	石 井 秀 和					
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩 佐 一 郎					
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸					
学 務 課 長	須 藤 浩 司					
指 導 室 長	月 田 行 俊					
生涯学習課長	岡 本 香 織					
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹					
ひきふね図書館長	倉 松 邦 多					

2 議題について

(1) 議決事項

- 第 1 議案第 4 3 号 教育委員会事務局幹部職員の勤務発令について
- 第 2 議案第 4 4 号 平成 27 年度墨田区立小中学校長等の異動について
- 第 3 議案第 3 3 号 墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の全部改正について

(2) 報告事項

- 第 1 平成 27 年度墨田区幹部職員の人事異動について

3 会議の概要について

横井委員長 ただ今から教育委員会を開催します。本日の会議録署名人は雁部委員にお願いいたします。

横井委員長 本日は、議案3件及び報告事項1件の審議を予定しております。本日の議事進行ですが、まず議決事項第1・議案第43号を審議いただき、一旦、休憩を入れ、別室にて教育長から発令されました幹部職員に辞令交付をしていただき、幹部職員全員が揃いましたら再開するというようにしたいと思います。再開後、議決事項第2・議案第44号を審議いただき、ここで再度休憩を入れ、休憩後、議決事項第3・議案第33号の審議及び報告事項第1を行うことといたしたいが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、そのように進行させていただきます。

議決事項第1

議案第43号「教育委員会事務局幹部職員の勤務発令について」の案件を上程する。

教育委員会事務局次長 議案第43号の提案理由として、平成27年4月1日付けの人事異動に伴い、発令する必要があることとしています。具体的な発令内容についてご説明いたします。今年度は4名います。まず1人目は、昨年度まで庶務課長であった岩佐一郎が教育委員会事務局参事ということで部長級となります。また、庶務課長事務取扱となります。それから2人目は、高橋宏幸です。教育委員会事務局参事です。また、すみだ教育研究所長事務取扱となります。続いて3人目は、昨年度まで防災課長であった須藤浩司です。学務課長となります。最後に4人目は、岡本香織です。東京都から派遣され、生涯学習課長となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

横井委員長 議決事項第1・議案第43号「教育委員会事務局幹部職員の勤務発令について」は、原案どおり発令することにしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定します。ここで、一旦休憩にします。

(休憩)

横井委員長 教育委員会を再開します。ここで、事務局から報告がございます。

(転入教育幹部職員について、教育委員会事務局次長が説明する。)

横井委員長 それでは、ただいまの報告どおり、ご承知おき願います。よろしく願います。ここで、再度休憩にします。

(休憩)

横井委員長 教育委員会を再開します。

議決事項第 2

議案第 4 4 号「平成 2 7 年度墨田区立小中学校長等の異動について」の案件を上程する。

指導室長 議案第 4 4 号の提案理由として、平成 2 7 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、承認する必要があるとしてございます。資料の 4 ページ、5 ページについては昇任・転任の校長等一覧です。6 ページについては区外転出の校長等の一覧です。7 ページについては、指導主事の昇任・転出・転入の一覧です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

横井委員長 議決事項第 2 ・議案第 4 4 号「平成 2 7 年度墨田区立小中学校長等の異動について」は、原案どおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定します。ここで、一旦休憩にします。

(休憩)

横井委員長 教育委員会を再開します。

議決事項第 3

議案第 3 3 号「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の全部改正について」の案件を再度上程する。

庶務課長 本案については、前回の教育委員会においてご意見をいただき、最終的に一部訂正のうえ再度議案を提出した経緯がございます。従って、提案理由は前回と同様、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を行う必要があるとしてございます。前回の議案と異なる部分について説明します。第 2 条の委任に関する規定で、前回は「委任する」という規定でしたが、教育委員の意見も踏まえ「委任することができる」と規定しています。それから、第 2 条に掲げる事項に「許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関すること。」「訴訟、和解及び不服申立てに関すること。」及び「教育委員会が行う表彰に関すること。」を追加しています。これは、再度過去の実例等を踏まえ整理した結果、改めて追加して規定しています。あとは、第 2 条第 3 項に規定する教育長の報告義務に関する規定については、「必要があると認めるとき」という教育長の裁量部分を削っています。その他は、文言の整備を行いました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

横井委員長 前回からの引き続きとなりますが、何かご質問ございますか。

阿部委員 現行規則では、東京都、区長、教育委員会からの各委任事項として規定されているので

すが、今回は都と区の委任事項については、触れなくてよいのですか。

庶務課長 前回の「委任する」という規定では、その部分も包含されていました。今回「委任することができる」という規定にすると、その部分を改めて教育委員会において教育長に委任することを決定する必要があります。

阿部委員 改めてそれらを含めて委任するということですね。わかりました。

横井委員長 これで良いとは思いますが、法律も大幅に改正されているので、この規則改正については拙速に過ぎないかと思います。前回から今回にかけても、このような変更があったので、支障がなければ次回に再度精査し提案するというのも考えてもいいと思います。

教育長 何か委員長が不都合と感じている部分はあるのですか。

横井委員長 いえ、ないです。

教育長 それであれば、事務局が不都合のないよう頑張っていますし、仮に不都合がある場合は教育委員会において規則改正の議案を付議できます。

阿部委員 実際に適用になるのは、将来の話ですが、今日付けで成立させた方が良いということですか。

教育長 はい、そうです。

阿部委員 ここで成立させて、もし問題が生じたら規則を改正するということですね。

横井委員長 では、皆さんそれでよろしいですか。

坂根委員 はい。その場合は、規則の改正ということですね。

教育長 はい、そうです。

横井委員長 議決事項第3・議案第33号「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の全部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 原案どおり決定します。

報告事項第1

「平成27年度墨田区幹部職員の人事異動について」、庶務課長が次のとおり説明する。

庶務課長 平成27年度幹部職員人事異動内示書に記載されているとおり部長級、統括課長、課長

級、再任用、退職、転出、派遣という順で一覧が記載されています。

横井委員長 何かご質問ございますか。

坂根委員 同じ役職に何年いるという特別な規定はないと思いますが、契約課は何年ですか。

教育委員会事務局次長 契約課に限らず、管理職の場合、3年以内が多いです。あとは、区長の判断によります。

横井委員長 報告承りました。

横井委員長 以上で予定の議決事項、報告事項はすべて終了しました。これで教育委員会を閉会します。